

# 報酬等に関する開示事項

## 1. 当行（グループ）の対象役職員の報酬等に関する組織体制の整備状況について

### (1) 「対象役職員」の範囲

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象役員」及び「対象従業員等」（合わせて「対象役職員」）の範囲については、以下のとおりであります。

#### ① 「対象役員」の範囲

「対象役員」は、当行の取締役であります。なお、社外取締役を除いております。

#### ② 「対象従業員等」の範囲

当行では、対象役員以外の当行の役員及び従業員ならびに主要な連結子法人等の役職員のうち、「高額の報酬等を受ける者」で当行及びその主要な連結子法人等の業務の運営または財産の状況に重要な影響を与える者等を「対象従業員等」として、開示の対象としております。

なお、当行の対象役員以外の役員及び従業員ならびに主要な連結子法人等の役職員で、対象従業員等に該当する者はおりません。

#### (ア) 「主要な連結子法人等」の範囲

「主要な連結子法人等」とは、銀行の連結総資産に対する当該子法人等の総資産の割合が2%を超えるもの及びグループ経営に重要な影響を与える連結子法人等であり、該当する連結子法人等はありません。

#### (イ) 「高額の報酬等を受ける者」の範囲

「高額の報酬等を受ける者」とは、126頁1. (1)(2)(イ)に記載の基準額以上の報酬等を受ける者であります。

#### (ウ) 「グループの業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるもの」の範囲

「グループの業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるもの」とは、その者が通常行う取引や管理する事項が、当行、当行グループ、主要な連結子法人等の業務の運営に相当程度の影響を与え、または取引等に損失が発生することにより財産の状況に重要な影響を与えるものであります。

### (2) 対象役職員の報酬等の決定及び報酬等の支払その他の報酬等に関する業務執行の監督を行う委員会その他の主要な機関等の名称、構成及び職務について

#### ① 報酬委員会等の整備・確保の状況について

126頁1. (2)①に記載のとおりであります。

#### ② 報酬委員会等の構成員に対して払われた報酬等の総額及び報酬委員会等の会議の開催回数について

126頁1. (2)②に記載のとおりであります。

## 2. 当行（グループ）の対象役職員の報酬等の体系の設計及び運用の適切性の評価について

### (1) 対象役員及び対象従業員等の報酬等に関する方針について

#### 「対象役員」の報酬等に関する方針

127頁2. (1)に記載のとおりであります。

### (2) 対象役職員に含まれる者の類型の説明及びその区分ごとの人数について

	人数
取締役（監査等委員である取締役を除く。）	7名
監査等委員である取締役	2名

## 3. 当行（グループ）の対象役職員の報酬等の体系とリスク管理の整合性に関する事項、及び当行（グループ）の対象役職員の報酬等と業績の連動について

対象役員の報酬等の決定に当たっては、株主総会で対象役員全体の報酬総額が決議され、決定される仕組みになっております。

#### 当行（グループ）の対象役職員の報酬等と業績の連動について

### (1) 対象役職員の報酬等の額のうち相当部分を業績連動とする場合の説明事項

#### 業績連動部分の算出方法について

127頁3. (1)に記載のとおりであります。

### (2) 対象役職員の職責や業務内容に応じ、より長期的な企業価値の創出を重視する報酬の種類等の種類及びリスクが顕在化するまでの期間も考慮した報酬等の支払方法について

127頁3. (2)に記載のとおりであります。

#### 4. 当行（グループ）の対象役職員の報酬等の種類、支払総額及び支払方法について

(1) 別紙様式第一面 (REM1) : 当該事業年度に割り当てられた報酬等

(単位:人、百万円)

REM1:当該事業年度に割り当てられた報酬等		イ	口
項目番号		対象役員	対象従業員等
1	固定報酬	対象役員及び対象従業員等の数	10
2		固定報酬の総額 (3+5+7)	235
3		うち、現金報酬額	173
4		3のうち、繰延額	—
5		うち、株式報酬額又は株式連動型報酬額	62
6		5のうち、繰延額	62
7		うち、その他報酬額	—
8		7のうち、繰延額	—
9	変動報酬	対象役員及び対象従業員等の数	8
10		変動報酬の総額 (11+13+15)	32
11		うち、現金報酬額	32
12		11のうち、繰延額	—
13		うち、株式報酬額又は株式連動型報酬額	—
14		13のうち、繰延額	—
15		うち、その他報酬額	—
16		15のうち、繰延額	—
17	退職慰労金	対象役員及び対象従業員等の数	—
18		退職慰労金の総額	—
19		うち、繰延額	—
20	その他の報酬	対象役員及び対象従業員等の数	—
21		その他の報酬の総額	—
22		うち、繰延額	—
23	報酬等の総額 (2+10+18+21)		268

(2) 別紙様式第二面 (REM2) : 特別報酬等

(単位:人、百万円)

	イ	口	ハ	ニ	ホ	ヘ
	ボーナス保証		採用時一時金		割増退職金	
	人数	総額	人数	総額	人数	総額
対象役員	—	—	—	—	—	—
対象従業員等	—	—	—	—	—	—

#### 5. 当行（グループ）の対象役職員の報酬等の体系に関し、その他参考となるべき事項

(1) 別紙様式第三面 (REM3) : 繰延報酬等

(単位:百万円)

	REM3: 繰延報酬等					
	イ	口	ハ	ニ	ホ	ヘ
	繰延報酬等の残高	イのうち、調整又は変動の対象となる繰延報酬等の残高	割当て後の報酬等に関する、当該事業年度に指標等の変動に連動しない調整を受けた変動額	割当て後の報酬等に関する、当該事業年度に指標等の変動に連動した調整を受けた変動額	当該事業年度に支払われた繰延報酬等の額	
対象役員	現金報酬額	26	—	—	—	5
株式報酬額又は株式連動型報酬額		221	—	—	—	38
その他の報酬額	—	—	—	—	—	—
対象従業員等	現金報酬額	—	—	—	—	—
株式報酬額又は株式連動型報酬額	—	—	—	—	—	—
その他の報酬額	—	—	—	—	—	—
総額	248	—	—	—	—	44

(注) 上表のうち、イ「繰延報酬等の残高」は、対象役員が執行役員在任時に付与された残高を含んでおります。